

# 日本若者協議会 定 款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この団体は、日本若者協議会(略称 若協)と称し、英文では、JYC 又は Japan Youth Conference と表記する。

(事務所)

第 2 条 この団体は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この団体は、若者の意見を汲み取り、アドボカシーを通じて政策決定の場に若年層の意見を反映させ、若者及び将来世代が生きやすい社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この団体は、前条の目的を達成するため、政府、政党、団体等と対話及び協力し、次の事業を行う。

- (1) 若者及び将来世代に影響する諸課題に関する意見集約・分析。
- (2) 前項に定めた調査結果を踏まえ、政策を提言し、その実現を働きかける活動。
- (3) 会員間の交流の促進。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

## 第 3 章 会員

(資格)

第 5 条 この団体の目的に賛同する 39 歳以下の者を正会員とする。

2 会員たる地位は、他の者に移転することはできない。

(種別)

第 6 条 この団体の会員は、正会員及び賛助会員とする。

(正会員)

第 7 条 正会員は、団体会員及び個人会員の 2 種とする。

2 団体会員は、主に若者によって構成される団体又はこれに準ずる団体とする。

3 個人会員は、この団体の定める年齢基準を満たした者とする。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、前条第2項及び第3項のいずれにも該当しない団体又は個人等であつて、理事会が承認した者とする。

(入会)

第9条 この団体への入会を希望する者は、理事会の定める手続により、入会を申請するものとし、理事会の定めに基づき理事会の承認を受けた場合には、この団体に入会することができるものとする。

2 団体会員は、入会と同時にその代表者（以下「会員代表者」という。）1名を事務局長に届け出るものとする。

3 会員代表者に変更があつたときは、その都度新たな会員代表者を事務局長に届け出るものとする。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は、総会の定める基準により、会費を負担する義務を負う。

2 この団体は、理事会の定めにより、特定の活動の経費に充当するための特別会費等を徴収することができる。

(退会)

第11条 会員は、理事会の定める退会手続を完了させることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の会費は返還されないものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会員の議決権の半数以上であつて、団体会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会の届け出があったとき

(2) 団体会員については、団体が解散したとき。

個人会員・賛助会員については死亡、又は失踪宣告を受けたとき

(3) 所定の会費を納入せず、督促後なお6カ月以上納入しないとき

(4) 個人会員については、年齢が満40歳となった年度末

(5) 団体会員については、団体の実質的な運営を担う者が年齢要件を満たさないと理事会が認めたとき

2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

#### 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 この団体が法人格を取得した際は、これを社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 定款の承認

(2) 代表理事の選任・解任

(3) 理事の選任・解任

(4) 監事の選任・解任

(5) 会員の除名

(6) 予算の承認

(7) 決算の承認

(8) 事業計画の承認

(9) 事業報告の承認

(10) その他総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総会員の5分の1以上の正会員が、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面より、招集の請求を代表理事にしたとき。

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときには、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項及びその内容を示した書面若しくは電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第18条 総会は、総議決権の3分の2以上の正会員の出席がなければ開催することはできない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、個人会員・団体会員ともに1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第21条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の3分の2を有する会員が出席し、当該会員の議決権の過半数および団体会員の議決数の3分の2以上をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案(以下「役員選任議案」という。)を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条に定める書面等による議決権行使の結果、総会開催前に、役員選任議案について過半数の賛成が得られており、かつ総会において、出席している議場の会員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び監事

(役員及び監事の設置)

第23条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内（うち代表理事 1名）
- (2) 監事 2名以内

(役員及び監事の選任)

第24条 理事は、個人正会員若しくは会員代表者の中から、総会の決議により、選任する。

2 理事は、同一団体からの複数人の選出や事務局長、政策委員長との兼任を妨げない。

3 監事は、総会の決議により、選任する。

4 この団体に次の役職者を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 1名以上3名以内
- (3) 政策委員長 1名
- (4) 事務局長 1名

5 役職者に欠員が生じた場合は、理事会の決議により、理事の中から欠員となった役職者の補欠を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この団体の業務を執行する。

2 代表理事は、この定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務)

第26条 監事は、この団体の資産と理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成し、これを総会及び理事会に報告することとする。

2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、4選を禁じる。

2 第23条第1項各号に定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は

辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事と監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員と監事は無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この団体に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 予算および事業計画にかかる指針の作成
- (2) 予算、決算、事業計画、事業報告の作成
- (3) 顧問の選任
- (4) 事務局長の選任・解任
- (5) 政策委員長の選任・解任
- (6) 規程の承認
- (7) 団体会員の入会・退会の承認
- (8) 提言する政策の承認
- (9) その他会の目的を果たすために必要な職務

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集し、招集した理事が議長となる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ会議を開くことができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 政策委員会

(政策委員会)

第37条 第4条に定める事業を推進するため、この団体に政策委員会を置き、必要に応じて分科会を設置する。

2 政策委員会の委員長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の定時総会の終結の時までとする。ただし、4選を禁ずる。

(政策委員会の設置等)

第38条 政策委員会は、理事会の定めに基づいて、第4条に定める事業の中の政策立案及び審議を行う。

2 政策委員会は団体会員から選出された代表1名以上と希望する個人会員によって構成される。

3 分科会は政策委員会から選ばれた委員によって構成される。

4 政策立案を技術的にサポートする機関として政策調査局を設置する。

(政策委員会の委員長の委嘱等)

第39条 政策委員会の委員長は、理事会の審議を経て、代表理事が委嘱する。

2 委員長は政策委員会を招集し、その議長となる。

(決議)

第40条 この団体の政策提言に関する決議は、政策委員会の議論を経た後、理事会の決議をもって承認されるものとする。

## 第8章 アドバイザー

(アドバイザーの委嘱及び権限)

第41条 この団体にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、高い識見を有する者のうちから、代表理事がこれを委嘱する。
- 3 アドバイザーは、理事会の諮問に応え又は理事会に対して意見を述べることができる。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この団体の資産は、次の通りとする。

- (1) 日本若者協議会準備会の資産
  - (2) 入会金収入
  - (3) 会費収入
  - (4) 寄付金品
  - (5) 資産から生じる収入
  - (6) 事業に伴う収入
  - (7) 助成金・補助金収入
- 2 入会金・会費の詳細は別途、規約で定める。

(事業年度)

第45条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支予算)

第46条 この団体の収支予算書は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から総会開催日までの予算は、理事会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、総会の承認を得る。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第47条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告



## (2) 収支計算書

### 第10章 定款の変更

#### (定款の変更)

第48条 この定款は、総会の議決によってこれを変更することができる。

### 第11章 事務局

#### (事務局)

第49条 この団体の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局及び事務局員に関して必要な規則は、事務局長がこれを定める。

4 事務局員は規程に定める手続きを経た個人会員によって構成する。ただし、事務局長が認めた場合に限り、賛助会員が事務局員として業務を行うことは妨げない。

#### (事務局長の職務)

第50条 事務局長は、この団体の常務処理の統括の任にあるとともに、代表理事を補佐する。

#### 附則

1 この定款は、2015年11月13日から施行する。

2 この団体の設立時の代表理事及び理事、監事は、次に掲げる者とする。

代表理事 富樫 泰良

理 事 桑原 稜

理 事 高橋 亮平

理 事 鍋島 伊都子

理 事 新関 康平

理 事 福島 宏希

理 事 堀 俊太郎

監 事 伊藤 章

以上